平成２２年（フ）第１６４９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山339番地２栗原マンション203号
債務者　大久保明久
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　大介
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
富山県射水市高場新町１丁目14番地
債務者　河瀬　宗治
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋爪　　勇
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月12日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第９号
千葉県東金市台方1231番地９
債務者　齋藤　　巖
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
4　破産債権の届出期間　平成23年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３２号
埼玉県新座市東１丁目８番40号　ヴェルドミール新座217号
債務者　坂牧　茂登
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福村　武雄
4　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
東京都町田市木曽東４丁目６番421号
債務者　小泉　昌博
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤沼　康弘
4　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３７３号
東京都大田区新蒲田３丁目７－６－316
債務者　桂　　喜樹
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　正浩
4　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８号
宮城県石巻市南境字新小堤210番地１、前住所宮城県石巻市中里２丁目１番24―203号
債務者　小林　　修
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
宮城県石巻市泊浜泊71番地、従前の住所宮城県牡鹿郡牡鹿町大字泊浜字泊71番地
債務者　松川かつみ
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
宮城県石巻市泊浜泊71番地、従前の住所宮城県牡鹿郡牡鹿町大字泊浜字泊71番地
債務者　松川富士雄
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
兵庫県姫路市飾磨区阿成中垣内12番地
債務者　関　　一紀
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９号
新潟県胎内市築地2050番地
債務者　西村　重夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１１号
岐阜県不破郡垂井町府中203番地の４
債務者　泊　　正武
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
函館市湯川町２丁目26番２号
債務者　小暮　千春
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
函館地方裁判所